**豊富町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務**

**仕様書**

１．業務名

豊富町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務

２．期間

契約締結日から令和９年３月31日まで

３．目的

豊富町の高齢者像を把握し、豊富町の介護保険事業が持続的・発展的に運営しできるよう、あるべき高齢者像を明らかにするとともに、課題を抽出し、国や道の動向を検討の基礎として、サービス提供の基本方針や目標事業量等を定める第10期介護保険事業計画を策定する。

なお、第10期計画には、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく、市町村認知症施策推進計画の内容を包含するものとする。

４．業務内容

【令和７年度業務】

（１）基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、豊富町の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、豊富町事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

（２）アンケート調査の集計・分析

委託者が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。アンケート調査票及び発送（返信）用封筒の印刷・封入・封緘、宛名ラベルの貼付は受託者が行い、アンケート調査票の作成、配布・回収に必要な作業（発送及び回収に係る費用含む）、宛名ラベルの作成は、委託者が行う。受託者は、委託者から調査集計結果を受領し、調査結果の分析を行い、結果をとりまとめる。

※国からアンケートの項目に関する通知およびワークシートの提供が令和７年11月までにない場合は、両者協議でスケジュールの再設定を実施する。

【令和８年度業務予定】

（３）給付実績集計・分析の実施

委託者が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。受託者は必要に応じて、地域包括ケア「見える化」システムを使用し、分析作業を行う。

（４）計画目標量の設定

第10期計画の前提となる将来人口および高齢者人口を設定し、要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

（５）計画骨子案・素案・概要版の作成

これまでの調査結果を踏まえて第10期計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案、概要版を作成し、内容の協議を行う。

（６）計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（２回）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

(７) 例規整備情報の提供

第10期介護計画期間に向けて行われる基準省令その他の法令の改正に伴い必要となる例規整備に資する情報として、関係法令の概要や条文等、例規整備の考え方や一般的な整備例などの情報を提供する。

（８）打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務責任者又は業務担当者は月１回以上の頻度で発注者を訪問し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うものとする。

５．成果品

【令和７年度成果品】

・アンケート調査報告書（A4判、150頁程度、１色刷）：フラットファイル１部、データ一式

　※国からアンケートの項目に関する通知およびワークシートの提供が令和７年11月までにない場合は、上記成果品について両者協議のもと再設定を行う。

【令和８年度成果品予定】

・第10期介護保険事業計画（A4判、50頁程度、１色刷）：フラットファイル１部、データ一式

・第10期介護保険事業計画概要版（A4判、８頁程度、４色）：フラットファイル１部、データ一式

・介護保険関係の例規における改正資料（新旧対照表形式）：フラットファイル１部、データ一式

６．その他

・本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ委託者と協議し、決定すること。

・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び道から示されるなど状況が変化した場合には、委託者と協議の上、本業務内容を変更することができる。

・アンケート調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、受託業者はプライバシーマークの認証を取得していること。

・本計画には、専門的知識や計画化の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野にいれた計画づくりと、先進市町村の情報等を吸収し、全国的視野で検討された計画づくりを考慮する必要があるため、令和２年度以降に、道内自治体の介護保険事業計画策定実績を有していること、また、全国で第９期介護保険事業計画実績が200件以上、北海道内で50件以上であること。

以上